

下水道法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 特定事業場から公共下水道又は流域下水道に排除される下水に含まれるカドミウム及びその化合物に係る排水基準を強化すること。
(第九条の四関係)

第二 この政令は、平成二十六年十二月一日より施行するものとする。